

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月二日奈良県指令高土第三〇―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月十二日高土第九二四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十二月十二日高土第三七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井三二五番五、三二五番六、三二五番七、三二五番八、三二五番九及び三

二五番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号

株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野秀樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井三二五番九

水路 香芝市狐井三二五番九の一部

一 許可番号

平成三十年十月二十四日奈良県指令高土第三〇―九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月十三日高土第九二六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字大中七七番一、七七番六及び七七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高石市取石二丁目二一番二二

堀田昌明